け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局札幌開発建設部契約業務課（〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　電話011―611―0194）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⑯　受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。

⑰　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。

⑱　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ISHIKAWA Shin, Director of Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of Kita-ichijo Section in Iwamizawa Main Irrigation Canal, Irrigation Project of Hokkai, Hokkaido, Japan

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 1 June 2021

(5)　Time-limit for the submission of technical proposal by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 30 July 2021

(6)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 13 September 2021 (tenders brought with 11 : 00 a.m. 13 September 2021 or submitted by mail 11 : 00 a.m. 13 September 2021)

(7)　Contact point for tender documentation : YOSHIZUKA Masaru, Contracts of Road, Park, Airport and Agriculture Division, Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism North 2, West 19, Chuoku, Sapporo, Hokkaido 060―8506, Japan TEL 011―611―0194 ext. 2243

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年５月10日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　田島　満信

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　東中神団地（建替）第１住宅建築その他工事

(3)　工事場所　東京都昭島市もくせいの杜１丁目４番１他

(4)　工事内容　建築工事一式、土木工事一式、造園工事一式

住棟　鉄筋コンクリート造　地上11階建
３棟（建築基準法上の住棟数、以下同じ）
住宅戸数229戸
延べ床面積約10,950㎡

附属棟　自転車置き場　延べ床面積約135㎡

(5)　工期　契約締結日の翌日から令和５年８月31日まで（予定）（指定部分　（建築工事一式）、令和５年１月10日まで）

(6)　追加工事　なし

(7)　工事実施形態

①　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

③　本工事は、４週６閉所促進工事（発注者指定方式）の試行工事である。

④　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

⑤　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑥　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難い者は、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

なお、紙入札方式に関する申請については、東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課に承諾願を２部提出して行うものとする。様式については、当機構ＨＰより入手すること。（詳細は、「機構ＨＰ」→「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能。）

2　競争参加資格　次の(1)から⑰に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑱の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑲に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより上記１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2)　当機構東日本地区における令和３・４年度の一般競争参加資格について建築工事の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）。

(3)　当機構東日本地区における令和３・４年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　申請書及び資料の提出期限日から開札までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(6)　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。

なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。

(7)　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）が発注した工事で、資料の提出期限日から遡って１年以内の期間において完了した工事のうち、60点未満の成績のものがないこと。（通知されていないものを除く。）

(8)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9)　総合評価に係る「施工計画」が適正であること。

⑩　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、「機構ＨＰ」→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

⑪　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。